

年 月 日

江戸川保健所長 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

電 話 ()

被相続人との続柄 ()

美容所の開設者の地位承継届

下記のとおり美容所の開設者の地位を相続により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

※ 記載した個人情報は、美容師法の施行に必要な限度で利用するほか、江戸川区情報公開条例に規定する不開示情報に該当しない開設者の地位を承継した相続人の氏名については、希望者からの求めに応じて情報提供します。